



平成 24 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 佐 烏 電 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 植田 一敏  
(コード番号 7420 東証・第一部)  
問 合 せ 先 執行役員  
人事・総務担当 古泉 豊志  
(T E L (03)3452-7171(大代表))

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 7 月 13 日開催の取締役会において、平成 24 年 8 月 23 日開催予定の第 70 期定期株主総会にて、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

現行定款では、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長については、会長がこれを招集し、議長となるものと定めておりますが、機動的な運営を可能とするため、代表取締役がこれを招集し、議長となることができるよう、現行定款第 13 条（招集権者及び議長）及び第 21 条（取締役会の招集権者及び議長）に所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 目程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 24 年 8 月 23 日（木）  
平成 24 年 8 月 23 日（木）

以上

## 別紙

## 「定款変更の内容」

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (条文省略) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 (条文省略) (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長を定めないとき又は取締役会長に差支えがあるときは、取締役社長がこれに代わる。</u></p> <p>③ <u>取締役会長及び取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 (現行どおり) (招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、先順位の他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第18条 (条文省略) (任期)</p> <p>第19条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 (条文省略) (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長に欠員又は差支えがあるときは、取締役社長が、取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第18条 (現行どおり) (任期)</p> <p>第19条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 (現行どおり) (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、先順位の他の取締役がこれに代わる。</u></p>

以上